

公開見積競争説明書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

国立研究開発法人産業技術総合研究所の2025年1月27日付け公開見積競争公告に基づく公開見積競争については、国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程等関係規定に定めるもののほか、下記で定めるとおりとする。

記

1. 公開見積競争に付する事項

- (1) 件名・人数 研究支援者派遣（つくば5群25派024） 1名
- (2) 特質等 仕様書による
- (3) 派遣期間 2025年4月1日～2026年3月31日
- (4) 派遣場所 国立研究開発法人産業技術総合研究所
つくばセンター 中央事業所

※ 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらで確保したのか、
公開見積競争への参加を決めた時点で下記6. に連絡をすること。
また、派遣料金については通勤交通費等の諸経費を含めた額とすること。

2. 公開見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
 - イ 国立研究開発法人産業技術総合研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している。
 - ロ 総売上高又は事業収入に占める研究所との間の取引割合が3分の1以上である。
- (2) 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。なお、同要領第7条及び第8条における「一般競争」は、「公開見積競争」に読み替える。
- (3) 本公開見積競争公告の日から競争用見積書提出の時までの期間に国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) スキルシート審査において適格と判断された者であること。
- (5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づき、労働者派遣事業の許可を得ている労働者派遣事業者であること。

3. 競争参加に関する事項

(1) 競争参加のための書類

本公開見積競争に参加する者は、別紙「競争参加のための書類一覧」に示す以下の書類を提出すること。

なお、書類の作成や提出等の参加にかかる費用は競争参加者が負担すること。提出された書類は返却しない。提出された書類は、競争参加者の意に反して第三者に開示されることはない。

① スキルシート

② 競争参加に必要な書類

(2) 競争参加のための書類の提出期限及び提出場所

2025年2月3日（月）16：00 岩守

下記6. に提出すること。なお、メールによる提出を可とする。

仕様書

件名	研究支援者派遣（つくば5群25派024）
組織単位 (組織の名称)	省エネルギー研究部門
組織の長の職名	研究部門長
事業所の名称	国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター 中央事業所5群
事業所の所在地	茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所5群
派遣労働者の人数	1名
派遣期間	2025年4月1日～2026年3月31日
就業日	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日 ただし、必要に応じ、就業日と休日を振り替える場合がある。
休日	所定休日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他産総研が定める日 その他の休日：就業日以外の日（所定休日を除く）
就業時間	9時0分を始業時刻、16時0分を終業時刻とし、休憩時間を除き、1日あたり6時0分勤務とする。
休憩時間	1時間（12時00分～13時00分）
時間外労働	必要に応じ、就業日以外の日（所定休日を除く）及び就業時間以外に就業を命じる場合がある。
休日労働	必要に応じ、所定休日に休日労働を命じる場合がある。
出張	必要に応じ、出張を命じる場合がある。（派遣先職員同伴）
業務内容	「NEDO先導研究プログラム／エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発／ユビキタス元素レドックスフロー電池の国際共同研究開発」に関する以下の研究補助業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・有機系電解液の調製 ・レドックスフロー電池の小型試験から大型試験に対応したセルの組み立て準備 ・電解質膜の製膜作業 ・電解質膜や電極材料、電解液の化学分析補助 ・上記に関する実験データに関する報告 ・付随的業務は、1割以内とする。
政令で定める業務 (号)	日雇派遣に該当しないことが明らかであるため省略
責任の程度 (権限の範囲)	役職を有さない（部下なし）
危険有害業務の有無	あり
危険有害業務の内容、危険・健康障害を防止する措置の内容	電解液の調製やセル部材等の洗浄作業において有機溶剤等の薬品を使用（特殊健康診断、保護具の着用、教育訓練の実施）

派遣労働者に求める 資格・技能等	<ul style="list-style-type: none">・学術研究機関または民間企業にて、実験補助の経験を10年以上有すること・レドックスフロー電池の電解液の調製の経験を2年以上有すること・レドックスフロー電池の5cm²セルや45cm²セルの組み立て経験を1年以上有すること・イオン交換樹脂の製膜作業の経験を有すること・有機合成、NMR、GPCの実務経験を2年以上有すること・超電導マグネット装置の取扱い経験を有すること・電子天秤0.001単位までの薬品の秤量経験があること・実験データの処理・整理を目的として、Word、Excelの基本的な操作が自立的に行えること
---------------------	--

国立研究開発法人産業技術総合研究所

契約事務取扱要領（抜粋）

(一般競争に参加させることができない者)

第7条 契約担当職は、第2条各号に掲げる契約につき会計規程第30条第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第8条 契約担当職は、一般競争に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者をその事実があった日以後2年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり監督員、検査員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

「契約事務取扱要領第8条」に該当する者は、その事実があ
った日以後2年以内の期間（別途定める）は、産総研の
一般競争入札【公開見積競争含む】に参加することはでき
ません。

【契約事務取扱要領第8条各号の詳細】

- 一 契約の相手方が契約の履行に当たり、自己の行為が契約の目的、契約の内容条件に適合しないことを認識しながら、工事若しくは製造その他役務について、手抜きをしたり、又は粗悪な物件を供給すること。
(給付の内容である物件の品質や数量に関して不正の行為をした者も同様。)
- 二 競争に参加する意思のない者が、特定の者の依頼を受けて入札についての現場説明会に参加し、依頼をした者の競争を有利ならしめるよう工作をした場合など。
- 三 略
- 四 監督又は検査の実施において、契約相手先が協力しない場合、又は、妨害した場合など。
- 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
(「正当な理由」とは、「天災地変等の災害」の他「物品を輸入して納入する契約において、契約後、輸入国内でストライキが発生し納入することが不可能となった場合」など、契約相手方の責に帰することができない相当の理由に限定される。)
- 六 略
- 七 略

メール：n-katou@ais.t.g.o.jp

産総研OBの再就職者在職状況

年　月　日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

法 人 番 号
住 所
会 社 名
代 表 者
役 職 ・ 氏 名

【押印を省略する場合は以下も記載】

担 当 者 名
連 絡 先 (TEL)
(Mail)

産総研OBの再就職者在職状況は下記のとおりです。なお、在職状況に変更が生じた場合は、貴所に対して速やかに申し出ます。

記

1. 産総研OBの在職状況

- 在職者あり
- 在職者なし

2. 在職者ありの場合、再就職者の氏名及び現在の役職

① 氏 名 :

現在の役職 :

退職時の所属又は生年月日 :

② 氏 名 :

現在の役職 :

退職時の所属又は生年月日 :

証明書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

法 人 番 号
住 所
会 社 名
代 表 者
役 職 ・ 氏 名

【押印を省略する場合は以下も記載】

担 当 者 名
連 絡 先 (TEL)
(Mail)

当社は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の「契約事務取扱要領第7条及び第8条」の規定に該当しないことを証明いたします。

入札等に関するアンケート

本アンケートは、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という）が行った入札、公募又は公開見積競争（以下「入札等」という）について、産総研の契約における更なる透明性・競争性の確保に向けた取り組みへの参考資料とさせていただくため、関係資料をお取り寄せいただいた方々にご協力をお願いするものです。

特に、本入札等に参加されなかった事業者の皆様におかれましては、ご提出のほどよろしくお願ひいたします。

なお、アンケートの結果については、上述理由以外での使用は一切いたしません。

また、本アンケートの回答内容によって、以後の入札等および契約について不利益な取り扱いをうけることは一切ありませんので、忌憚のないご意見・ご回答をお願いいたします。

【入札等件名】　〔公開見積競争〕　　　　　　　　　〔その他役務〕

件　　名： 研究支援者派遣（つくば5群25派024）

整理番号： オフライン

*回答方法

上記入札公告等に関し、以下の該当する項目の□欄にチェック（✓）を付してください（複数回答可）

問1．あなたは、次のどれに該当しますか。

- 入札等に参加した事業者
- 入札説明書、公募説明書又は公開見積競争説明書を受領したが、入札等には参加しなかった事業者

問2．上記の入札等を主にどのような方法でお知りになりましたか。

- 官報
- 産総研ホームページ（ 定期的にアクセスしている RSS機能を利用している）
- 産総研の公告掲示
- 産総研から連絡があった
- その他（ ）

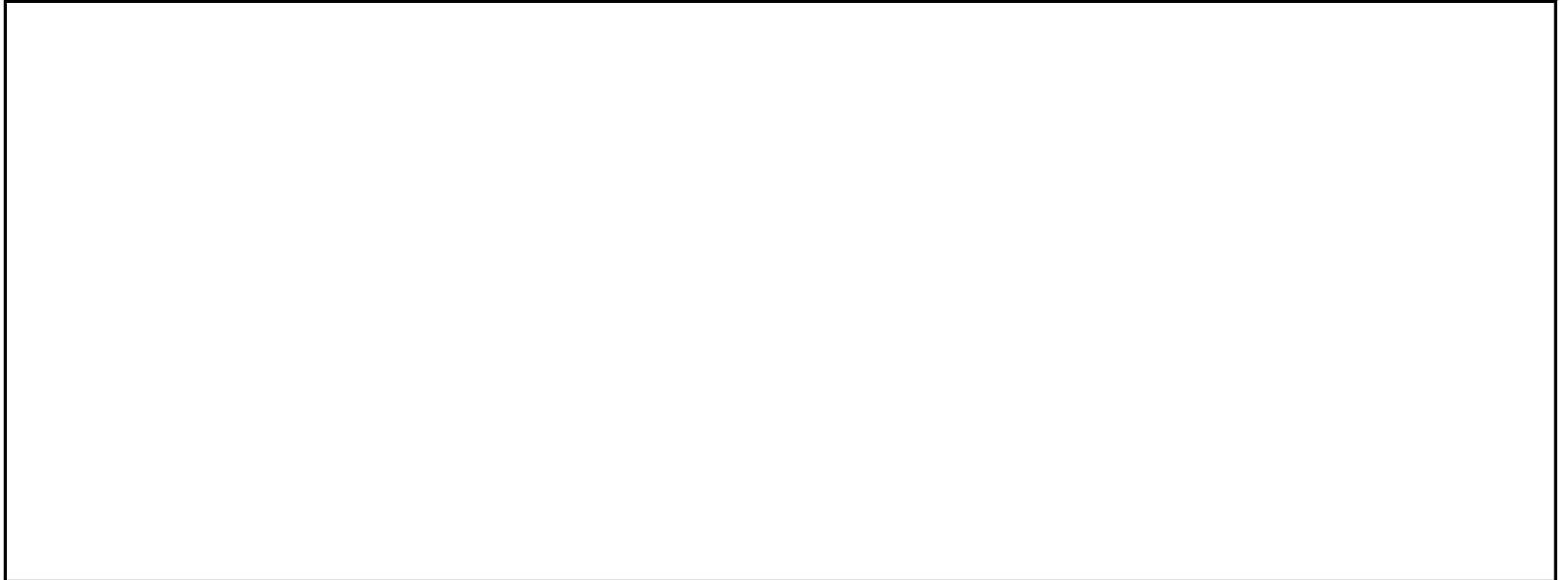
問3．上記問1．で入札等には参加しなかったにチェックをした方は、その理由をお聞かせください。

それ以外の方は問4．にお進みください。

- 公告又は説明会から入札や契約までの期間が短く、間に合わないと判断した
- 技術審査書類の準備期間が短く、必要書類の提出が間に合わないと判断した
- 求められる資料の量が多く又、準備期間が短かった
- 会社又は配置予定技術者に求められる業務実績や資格が厳しすぎた
- 配置予定技術者に求められる資格を有する技術者がいなかった
- 仕様書の内容（事業の目的・内容・求められる成果物・審査基準等）がわかりにくい
- 仕様書で求められる装置・役務内容等のスペックを満たせる製品等を提供できない
- 参加しても受注の可能性が低いと判断した
 - 対競合他社との関係（ 他社の値引率が高いと判断した その他）
 - 対代理店間の関係（ 担当地域外のため メーカーからの仕入れが見込めない その他）
- 発注ロット（事業の規模）が小さかったため断念した
- 発注ロット（事業の規模）が大きすぎたため、対応が困難と判断した
- 採算が合わず利益確保が難しいと判断した
- 必要な人員、資材の確保等が困難と判断した
- 他の業務（工事等）との調整が困難と判断した
- 工期・履行期間が短く、履行が困難と判断した
- 納品後のアフターケアを確実に履行できるかリスクがあると判断した
- その他の理由（具体的に： ）

【 裏面に続く 】

問4．産総研が発注する業務等に係る契約に関して、より透明性・競争性を高めるために改善すべき要望等などございましたら、下欄に自由にご記入願います。



ご協力ありがとうございました。

【事業者名】

【担当者名】

【連絡先】 (TEL)
(Mail)

○ 提出先

国立研究開発法人産業技術総合研究所
総務本部 調達部 調達室 調達Bグループ 加藤 宣夫
住 所：〒305-8568 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群
つくばセンター 中央事業所2群 2-1C棟7階
電 話：050-3521-1435（直通）、029-860-5517（代表）
メール：n-katou@aist.go.jp